

第14号議案

2025年3月19日
第502回理事会

2025年度監査室内部監査計画について
(案)

2025年度の内部監査につき、監査室内部監査規程第11条の規定に基づいて、別紙「2025年度監査室内部監査計画書」に則り、実施することとする。

以上

【添付資料】

別紙：2025年度監査室内部監査計画書

<参考>電力広域的運営推進機関 監査室内部監査規程

第2章 監査の実施

(監査計画書の作成)

第11条 監査責任者は各事業年度開始に先立って監査計画（年度計画書）を作成し、理事会の承認を得なければならない。

※別紙については、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づく
秘密情報に該当するため、非公表とする。